

高知市立南海中学校 いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月 2 日改定

1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(1) 学校の現状と課題

本校は、生徒同士が関わりあいながら、学びあう授業に取組んでいる。それにより、生徒がつながって有意義な学校生活を送っているが、人間関係の希薄さに起因するネット上のトラブルや、ふざけがエスカレートしたケース等、いじめまたはそれに類する他者への侵害行為を見受けた場面がある。

(2) いじめ防止等に向かう学校の姿勢

- いじめは絶対に許されない行為である。
- いじめはどこにでも起こりうる行為である。
- 起こった場合は、早急に組織的に対応する。

2 いじめを「未然に防止」するための取組

(1) 教員の人権意識向上を目指す校内研修の充実

- 講師を招聘していじめ問題等に関する研修に定期的に取組み、教員の人権感覚及び感性を鋭敏にする。
- 公開授業研・校内授業研などを通じ、人権教育を基盤として、豊かな人間関係の中で学びあう授業の質の向上に取組み、（授業内の）生徒の人権感覚及び感性を育成する技能向上に努める

(2) いじめを予防する相談機能の整備

- 生徒への日常的な声かけや定期的な面談、日記の点検やQ-U、学校生活アンケートなどを活用して、年間を通じて生徒の内面へのアプローチを行い、教育相談に活かす
- 学校カウンセラー、スクールカウンセラーと連携して、教育相談機能を強化する

(3) 生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 組織的に肯定的な言葉がけを行う「ボイスシャワー」に教育活動全体を通じて取組み、生徒の自己有用感・自尊感情の育成に努める
- 学びあい学習において、教室の生徒をつなげることで、生徒の安定した人間関係を確立する

(4) きめ細かな生徒の情報共有の推進

- 生徒指導委員会・生徒支援委員会（交互に隔週で実施）で情報交換を行い、全校で生徒の情報を共有する
- 保小中連携協議会（人権・子ども部会）において、地域の児童館、保育園及び学校間の情報共有を行う
- 地域校園協働会議に情報交換の場を設け、地域から子どもの情報提供を受ける

- (5) 「いじめ防止」について、生徒・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進
- 生徒に対して、いじめの定義やいじめの法律上の扱い、解決へのプロセス、本校の指導方針等の授業を行い、いじめ防止への知識・理解を促進する
 - 生徒指導年間計画の中に「いじめ撲滅月間」を定め、全校を挙げていじめ撲滅に取組む
 - 生徒会を中心に「いじめ」に対する取り組みを行い、全校生徒に周知徹底をはかる
 - 「いじめ撲滅月間」に参観日を設定して、いじめ防止への取組みを地域や家庭へ公開する
 - 学校便りや生徒指導便り、入学式での学校長による説明等で地域・保護者への啓発を行う

3 いじめの「早期発見」「完全解決」に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

- 日常の生徒の観察、日記の点検などで積極的にいじめ認知に努める
- 学期初めに生徒面談を実施し、積極的にいじめ認知に努める
- 定期的なQ-U、学校生活アンケート等で生徒の内面にアプローチし、積極的にいじめ認知に努める
- 学校カウンセラー、スクールカウンセラーを活用して相談機能を強化し、積極的にいじめ認知に努める
- 生徒指導委員会・生徒支援委員会（相互に隔週で開催：年間35回以上）の情報交換において、積極的ないじめ認知に努めるとともに、早期に情報を全校で共有する
- 保小中連携協議会「人権・子ども部会」、地域校園協働会議で、保小中、地域との情報共有に努める

(2) いじめの完全解決に向けた組織的な対応

- 「いじめ防止対策委員会」（以下対策委員会という）は、いじめを認知したとき、いじめが疑われるとき、学校生活アンケート等をもとにした個別調査によって事実を把握したときにすぐに設置する
- いじめ等が認知された場合は、対策委員会で丁寧に事実を調査し、被害生徒の安全確保や加害生徒への指導方法等を検討して、被害生徒に寄り添った完全解決に向けて、組織的に、かつ迅速に対応する
- 対策委員会では、学校組織としての対応を協議し、学年会等の各部署と一体的に、全校で足並みをそろえて迅速に対応する
- 対策委員会では、事実を正確に記録し、該当生徒の保護者に対して丁寧に情報提供を行い、保護者の理解と協力のもとで解決に努める
- 対策委員会では、積極的に教育委員会や警察等の関係機関と協力して、完全解決に努める

4 方針や取組の検証と評価について

- いじめ対策委員会の機能と取組みの活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携取組み状況を検証・評価し、さらに取組みを深化させる